

2021年11月吉日
むさし証券株式会社

令和3年度税制改正によるNISA口座のみなし廃止について

令和3年度税制改正により、以下の対象となるお客さまにつきましては、2022年1月1日をもって非課税口座廃止届出書の提出をいただいたものとみなして、同日をもって弊社に開設されているNISA口座が廃止されます（みなし廃止）。

【NISA口座の「みなし廃止」の対象となるお客さま】

以下のいずれにも該当される場合は、NISA口座が廃止されます。

- 2015年12月31日以前にNISA口座を開設いただき、2017年10月1日時点でマイナンバー未提供のお客さま
- 2018年以降のNISA買付枠（一般NISAまたはつみたてNISA）が設定されていない
- 2021年12月31日時点で2017年分のNISA買付枠が設定されている

【引き続きNISA口座のご利用を希望される場合は、お手続きが必要となります】

引き続きNISA口座のご利用を希望されるお客さまは、営業店の担当営業員までお問合せください。

- 2022年以降も引き続きNISA口座のご利用を希望される場合
- 現在NISA残高があり、2022年以降もNISAでの保有（ロールオーバー）を希望される場合【**手続締切日：2021年12月2日（当社必着）**】
（※手続締切日までにお手続きいただかなかった場合は、来年1月に当該NISA残高は課税口座に移管され、NISA口座は廃止されます）